

## 災害救援ローンⅡ

2024年8月1日現在

1. 商品名	災害救援ローンⅡ
2. ご利用いただける方	<p>「九州ろうきん」に出資のある会員の間接構成員の方、または当金庫管轄内に居住もしくは勤務されている勤労者の方で、以下の条件をすべて満たされる個人の方</p> <p>(1) 災害救助法の適用を受けた災害の被災者、または被災者の3親等以内の親族の方</p> <p>(2) 満18歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満81歳未満の方</p> <p>(3) 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方</p> <p>(4) 安定継続した収入があり、前年度税込み年収が150万円以上の方</p> <p>(5) 金庫所定の保証機関の保証が受けられる方</p> <p>※災害救助法の適用となる災害で、取扱期間を限定して取扱う特別融資です。詳しくは窓口へお問い合わせください。</p>
3. お使いみち	<p>災害救助法の適用を受けた災害による生活再建および復旧のための生活関連資金・住宅関連資金と、ご利用中の当金庫のローンや他金融機関のローンの借換資金としてご利用いただけます。ただし、事業資金、投機目的資金、負債整理資金は除きます。また、借換資金のみで利用することはできません。</p> <p>(1) 生活関連資金</p> <p>① 被災による家財道具購入費</p> <p>② 被災による傷病の入院・治療費</p> <p>③ 被災した車両の買替・修繕資金</p> <p>④ 災害復旧に要する生活資金および災害時の当座の生活資金</p> <p>(2) 住宅関連資金</p> <p>① 被災住宅の修理・改修等、復旧工事費</p> <p>② 災害による住宅の建替費</p> <p>③ 代替住宅の購入費</p> <p>(3) 借換資金</p> <p>以下の①または②の借換資金とします。ただし、負債整理資金は除きます。</p> <p>① 当金庫のローン</p> <p>② 他金融機関のローン</p>
4. ご融資金額	<p>1,000万円以内（1万円単位）</p> <p>※ 住宅関連資金を含む場合は最高2,000万円（1万円単位）。</p> <p>※ 所属される会員等により異なる場合がございます。</p>
5. ご融資期間	<p>(1) 生活関連資金については、10年以内</p> <p>(2) 住宅関連資金については、25年以内（ただし、10年を超える場合は変動</p>

	<p>金利型のみのお取り扱いとします)</p> <p>※ 同一の融資に(1)と(2)が混在する場合は 10 年以内とします。</p>
6. ご融資金利	<p>下記のいずれかをご選択いただきます(契約途中での金利制度の変更はできません)。</p> <p>(1) 固定金利型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資時の金利を返済終了まで適用します。</li> </ul> <p>(2) 変動金利型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫が定める基準金利の変動幅に連動して、適用金利が年 2 回変動します。</li> <li>・返済期間中の金利は、4 月 1 日と 10 月 1 日の見直し基準日に見直します。</li> <li>4 月 1 日の基準金利を直後の 6 月返済日の翌日より、10 月 1 日の基準金利を直後の 12 月返済日の翌日より反映します。</li> <li>・金利の見直し幅(金利変動幅)は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。</li> </ul> <p>※ 利率については、窓口へお問い合わせください。また、ホームページにもローン金利一覧がございますので、ご覧ください。</p>
7. 保証料	当金庫が負担いたします。
8. ご返済方法	<p>元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済からお選びいただけます。</p> <p>(1) 元利均等返済とは、ご返済額(元金とお利息の合計額)が一定である返済方式です。</p> <p>(2) ボーナス返済(年 2 回)を併用する場合のボーナス部分の融資割合は、融資総額の 50%以内となります。</p>
9. 担保	不要です。
10. 保証機関	(一社)日本労働者信用基金協会による保証となります。
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要です。ただし、融資にかかわる印紙代・振込手数料等は、お客様のご負担となります。</li> <li>・各種証明書(残高証明書・取引明細証明書等)の発行や融資条件等変更の場合には、手数料をいただきます。</li> </ul> <p>※手数料の金額については、店頭に掲示しています。</p>
12. 連帯保証人	原則、不要です。

<p>13. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)</p>	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <table border="1" data-bbox="667 327 1295 488"> <tr> <td colspan="2">九州労働金庫 お客様サービス室</td> </tr> <tr> <td>フリーダイヤル</td> <td>0120-796-210</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 午前9時～午後5時</td> </tr> </table> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <table border="1" data-bbox="667 607 1295 712"> <tr> <td colspan="2">ホームページアドレス</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><a href="https://kyusyu-rokin.com/">https://kyusyu-rokin.com/</a></td> </tr> </table>	九州労働金庫 お客様サービス室		フリーダイヤル	0120-796-210	受付時間	平日 午前9時～午後5時	ホームページアドレス		<a href="https://kyusyu-rokin.com/">https://kyusyu-rokin.com/</a>	
九州労働金庫 お客様サービス室											
フリーダイヤル	0120-796-210										
受付時間	平日 午前9時～午後5時										
ホームページアドレス											
<a href="https://kyusyu-rokin.com/">https://kyusyu-rokin.com/</a>											
<p>14. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)</p>	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）、で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、下記ろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、ろうきん相談所、または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p> <table border="1" data-bbox="667 1391 1295 1552"> <tr> <td colspan="2">ろうきん相談所</td> </tr> <tr> <td>フリーダイヤル</td> <td>0120-177-288</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 午前9時～午後5時</td> </tr> </table>	ろうきん相談所		フリーダイヤル	0120-177-288	受付時間	平日 午前9時～午後5時				
ろうきん相談所											
フリーダイヤル	0120-177-288										
受付時間	平日 午前9時～午後5時										
<p>15. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱期間は、対象となる災害の発災日から翌年度末日（3月末日）までとなります。（被災状況等に応じて期間が延長される場合があります。）</li> <li>・原則として、公的機関で発行する「罹災証明書」もしくは「罹災届出証明書」をご提出いただきます。</li> <li>・年金受給者の方で、当金庫に年金(死亡以外に支払停止条件のない)指定をいただいている方も、お申込みいただけます。</li> </ul>										

※当金庫および保証機関所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。